

アイレックススポーツライフ株式会社

アイレックス・ザ・クラブ名駅

支配人 上田 華奈衣

会則改定(刺青、タトゥー)について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また日頃より、当クラブをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

この度、当クラブが加盟しております、一般社団法人日本フィットネス産業協会では、昨今のファッションタトゥーの増加や外国人の社会風俗としてのタトゥーなど、異なる文化への理解が求められている中、2020年のオリンピックを迎えるにあたり、クラブにおける「タトゥー」取扱いについて業界の指針を発表しました。

これを受けて当クラブでも、下記のとおり規約を変更いたします。

現行	改定後
第5条 入会資格及び利用資格 3.刺青(タトゥー含む)をしていない方	第5条 入会資格及び利用資格 3.刺青(タトゥー含む)をしていない方 <u>ただし別途当社が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。</u>
第28条【附則】 1.本会則は2011年9月1日より発効します。 2.2016年9月1日改正 3.2017年6月1日改正	第28条【附則】 1.本会則は2011年9月1日より発効します。 2.2016年9月1日改正 3.2017年6月1日改正 <u>4.2019年8月1日改正</u>

当社が定めるタトゥー取扱い基準

- ① クラブ内では見せない
- ② 入っていることを口外しない
- ③ たてよこ 15cm×15cm以内であること
- ④ クラブが不適当と認めた場合は指示に従うこと
- ⑤ ①～④を守れない場合、退会処分となる場合があります